

平成18年5月25日(木)

於・農林水産省8階水産庁中央会議室

水産政策審議会企画部会

第4回漁業経営・資源管理小委員会議事録

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成18年5月25日 午後2時00分

閉会 平成18年5月25日 午後4時00分

2. 出席した委員の氏名

小野征一郎 野村 一正 福島 哲男 宮原 邦之 山口 敦子 山下 東子
玉田 耗也 中尾 郁子 長谷川朝恵 馬場 治 平野 重美 吉岡 修一

3. 議 事

開 会

山下委員長 皆さん、こんにちは。久しぶりに五月晴れらしい天気になりました。ただいまから水産政策審議会企画部会の第4回漁業経営・資源管理小委員会を開催いたします。

本日は今のところ12名の委員の皆様にご出席をいただいております。本委員会では委員の間での積極的な御議論を中心に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、事務局からの説明の後、御質問等がありましたら、この場でいただいても結構ですが、別途、水産庁に適宜お尋ねいただいてもよいかと思っております。その意図は委員の間での積極的な議論を中心に進めたいということでございます。

この委員会は公開されておまして、傍聴者の方もお見えになっております。また、議事録につきましてもすべて公開することになっております。

また、本日の会議は午後4時までを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

坂井企画課長 企画課長でございます。お手元に資料1から資料5まで配付してございます。資料1が名簿、資料2がスケジュール、それぞれ1枚の紙です。資料3以降が今日の説明資料でございます。それぞれ横紙で資料3、資料4、資料5と3種類ございます。もしお手元の資料で欠けている場合は、お手を挙げていただいて、お知らせいただければと思います。

以上です。

山下委員長 ありがとうございます。

本日は沿岸漁業について御議論をいただくことになっております。また、これによりま

して、これまでの養殖業、漁船漁業、そして沿岸漁業と、漁業全般について一通り議論がなされることとなります。そこで、この沿岸漁業に関する御議論の後、基本計画の見直しの視点のもう一つであります「国際競争力のある経営体の育成」というテーマについての御議論もいただきたいと思っています。また、その後ですけれども、前々回そして前回の委員会で出された質問等を出していただきましたので、その関連事項について事務局から説明をお願いする予定もございます。そのペーパーも御用意してございます。

沿岸漁業・内水面漁業について

山下委員長 では、今日は3本立てということになりますが、まず初めに沿岸漁業・内水面漁業について、事務局から説明をお願いいたします。

坂井企画課長 それでは資料3をお開きいただきたいと思います。1ページにこれまでの資料と同様、現在の基本計画において沿岸漁業、内水面漁業について記述されている部分を引き出しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

それでは、まず沿岸漁業の方から説明をさせていただきます。2ページでございます。

まず生産の動向でございますが、御案内のように沿岸漁業は多様な漁業形態が存在し、多くの魚種が生産されております。近年の生産量を見ますと、表の右の方を見ていただくとわかりますように、16年と11年を比べると6%の減、また3年ずつの平均をとってみますと3%減ということで、わずかに減少傾向にございます。漁業種類別に見ますと、大型定置網、サケ定置網など定置網の生産量が多くなってきておりますが、いずれにしても多様な漁業形態が営まれている状況でございます。

次に経営体数の動向でございますが、こちら長期的に減少傾向で推移しておりますが、ここ5年程度の状況を見ますと、86%ということで14%ほど減少しております。漁業種類が多様ということで漁業種類別に経営体があるわけですが、ここに多いものから掲げてございます。釣り漁業が約3万経営体と最も多くなっています。ちなみに、先ほど漁業種類別の生産量でありました大型定置網(25万トン)、サケ定置網(19万トン)、これらの経営体がここに出ておりません。これはここに出ている漁業種類別経営体数よりも少ないということで、大型定置網の場合は490、サケ定置網は479という経営体数になっております。これら定置網につきましては一経営体当たりの生産量が相当程度大きいということで、沿岸漁業の中で経営体当たりの生産量の面を見てもかなり多様性が存在をしているということがうかがえるわけでございます。

次に、4ページを見ていただきまして、就業者数の動向でございます。これはほぼ経営体数と同様の傾向を示しておりますが、ここ5年、1割強の減少になっております。

こういった中で漁業への新規就業者数の推移につきましては、統計データが連続していない部分がございますが、約1500人程度となっております。15年の場合1514人ですけれども、この中で新規参入者とありますのは新たに経営を立ち上げた方でございます。沿岸漁業を中心として着業され、新たに経営を立ち上げた方がこの中の16.9%を占める。それ以外の方は、雇用されたり、あるいは親が経営している経営体を引き継ぐという形の新規就業となっております。また、右の年齢構成を見ていただきますと、37.9%が65歳以上とい

うことで65歳以上の方の数字が年々増えている。そういった状況にあるわけでございます。

5ページは一経営体当たりの生産額・生産量のデータですが、生産額はわずかながら減少、生産量の方は横ばいでございます。経営体数は減少しているわけですが、このような状況になっているわけでございます。

次に、6ページ、沿岸漁船漁家の漁業所得などの状況について説明させていただきたいと思えます。左の経営状況の推移、上から2番目の折れ線グラフが漁業所得になりますが、最近はやがての兆しがあるものの、長期的には減少傾向でございます。これ以外に事業外所得、漁業外事業所得がございます。先日この事業外所得等の内容について照会を受けましたが、これについては資料5の方で準備をさせていただいておりますので、資料5の5ページをあけていただきたいと思います。

これは平成元年からの沿岸漁船漁家、先ほど見ていただいたデータのうち、事業外所得と漁業外事業所得について表したものでございます。ここで事業外所得とありますのは、例えば労賃収入とか家賃収入、あるいは年金、また補償金等、事業の範疇に含まれないすべての収入を指しております。表の右の方を見ていただきたいのですが、そういったものの中では労賃収入や扶助金・補助金・補償金、こういったものが中心になっております。その他、地代等がございます。また、一番上の黒いところが漁業外事業所得ですが、これは漁業以外の事業ということで、水産加工業等を営んでいる場合の所得がここに出てきているわけでございます。

本体の資料3、6ページに戻っていただきまして、こういった事業外所得、漁業外事業所得も加えました結果、可処分所得から家計費を除きたいいわゆる経済余剰が少しずつ減ってきているという状況でございます。

また、支出構造で右下の(5-10トン)の方を見ていただきますと、雇用労賃、漁船・漁具費、油代、この3点が中心でございます。これで51%、5割を超える水準になっている。この辺が支出の中心になっている状況でございます。

次に7ページ、遊漁者及び遊漁船業の動向でございます。海洋レクリエーション参加人口のうち、かなりの部分が釣りをされているということですが、この釣りによる採捕量は横ばい傾向でございます。左から2番目の棒グラフですが、これは沿岸漁業の生産量の約2%に相当します。ですから、量的には少ない割合を占めているわけでございます。

また、遊漁船業につきましては、平成15年に制度改正を行いまして届出制から都道府県知事の登録制に移行しておりますが、登録制に移行した後、近年、遊漁船業者数と遊漁船隻数はともに増加傾向でございます。

また、別途の問題としてプレジャーボートの問題がございます。右下のグラフを見ていただきたいのですが、放置艇と保管艇とありまして下の濃い方が放置艇ですが、平成8年から平成14年にかけて保管艇の数が7.3万隻から9.3万隻に増えております。その結果、放置艇の数は減っておりますけれども、まだまだ非常に数が多いといったような問題がございます。

8ページは漁業関係法令違反の状況でございます。沿岸域における漁業法令関係の違反数、例えば無許可での操業等は、ここしばらく件数自体は1000件から1500件ということで若干増加傾向ですが、そういった水準でございます。他方、変化がございますのは、検挙件数の中で漁業者と非漁業者に分かれておりますが、近年、非漁業者による違反が増加し

ている傾向にございまして、平成16年の場合は634件。昭和59年にも526件ということで多い年がありまして、年によってかなりばらつきはありますが、最近、徐々に増加してきているという傾向にあるわけにございまして。

9ページ以降でこのような沿岸漁業の今後の課題を5点にまとめさせていただいております。1点は、先ほど御紹介しましたように沿岸漁業者の減少及び高齢化が進んでおりますが、こういった中で将来を担う担い手をいかに確保して育成していくのか、そういった中で漁業者の経営管理能力の向上をどのように図っていくか、また新規就業・新規参入の促進をどのように進めていくかという課題があると思っております。

この関係で、下の囲みのところで淡路島の事例を載せております。コンピュータのソフトを利用して漁業協同組合がデータの準備等に協力するといった形で島内の漁業者の青色申告を促進するという事で、青色申告されている方が全体の5%から10年間で48%まで増えた。この結果、コスト意識が高まったという状況になっていると伺っております。

戻りまして、2番目は生産コストの削減にございまして。魚価の低迷、燃油価格の高騰等、経営環境が厳しくなる中、省エネなどによっていかに生産コストの削減を図っていくかという課題にございまして。

10ページですが、生産コストの削減に加えて、今度は販売面での産地の販売力の強化という課題にございまして。消費者ニーズや流通ルート、スーパーマーケットが販売ルートの大宗を占めるといふふうに変化をしてきている中で、流通の合理化、あるいは付加価値の向上、消費者との信頼関係の構築、こういったことによって産地の販売力強化をどのように図っていくかということがございまして。

この事例として、これは水産白書でも取り上げた事例にございまして、福島県相馬双葉漁協の相馬原釜支所で、漁業協同組合の職員が直接首都圏の大手スーパーマーケットに販売活動を行い、お客様に直接販売活動を展開しているという成功事例にございまして。このほか、居酒屋向けに、その日にとれた新鮮な魚、いろいろな種類の魚を「おまかせ鮮魚ボックス」という形で届ける。新たな商品開発と言っていいと思っておりますが、そういった努力もされているという事例にございまして。

また課題の4番目として、こういった漁業者の活動を支える系統組織の再編強化をどのように推進していくかという課題にございまして。

11ページに参りますが、5番目として、都市と漁村の交流、あるいは地域活性化という観点から遊漁の位置づけが重要となっているところですが、漁業とのトラブルを解消するためにどのような調整を進めていくかという点にございまして。

下の四角の中ですが、遊漁と漁業の調整を進めるという観点から、技術的な助言として「海面における遊漁と漁業の調整について」を平成14年に発出したしております。こういった中で漁業調整規則の見直しを含めた調整を行っていくということを示唆しているところがございます。右に具体的な事例として、まき餌釣りの規制の見直し状況にございまして。色の関係でわかりにくいところがあって恐縮にございまして、一番黒いところは全面禁止です。従来は漁業者の漁法として非漁民には認めていないところがほとんどだったと思っておりますが、特に調整を進めていくというような指針を出して以降、こういった形でまき餌釣りを遊漁に認める、ルール化をするという形でのルールの変更がなされてきているところがございます。

12ページ以降は内水面漁業になりますが、まず内水面漁業・養殖業の現状について説明をさせていただきます。御案内のように、内水面漁業・養殖業、淡水性魚介類の供給・生産に加えて、レクリエーションの場の提供ということで国民と自然とのふれあいの場、地域の活性化に貢献しているところがございます。左の棒グラフが生産量と生産額の推移ですが、わずかながら減少している傾向にございます。また、左下の養殖業につきましても減少ないし横ばいという傾向が見てとれるわけでございます。

また、経営体数も減少傾向にございます。

こういった中で、遊漁者の数は平成5年ぐらいまで増加基調にございましたが、平成5年が現在のところピークになっていまして、その後、減少を始めている状況でございます。一番右下に内水面漁協の数、現在878という数がございますが、漁業権管理が中心の組合でございます。

また、13ページですけれども、内水面漁業・養殖業をめぐる課題といたしまして、外来魚・カワウによる被害の問題、また河川・湖沼環境の悪化の問題、また最近増えておりますアユ冷水病、コイヘルペス、こういった魚病の問題がございます。左下の表でオオクチバスなど外来魚の昭和49年からの変化を見ていただきますと、これは生息が確認されている都道府県の数ですが、オオクチバスの場合は平成15年には47とほとんどすべての都道府県で生息をしているなど、いずれも生息する都道府県が増えてきて、全国的に広がっているという状況がございます。また、右はカワウのコロニー、カワウの群れの数ですけれども、この数が平成10年あたりからどんどん増えてきている。また、都道府県の数も30に近いということで、相当程度の広がりがあるという状況でございます。

アユ冷水病につきましては平成5年から発生水域が急増して全国的に拡大しておりますし、コイヘルペスウイルスにつきましては、今から3年前に初めて霞ヶ浦で確認されましたが、全国のコイ養殖場の9%に広がっているという状況でございます。

14ページでございます。今申し上げましたように外来魚の問題、カワウの問題、また環境保全の問題、魚病の課題がございますが、14ページはこのうち外来魚・カワウ被害の対策でございます。御案内のように特定外来生物の規制法においてオオクチバスなどが指定されておりまして、放流なり移動の制限がされているところがございます。カワウにつきましては広域協議会をつくるといった取り組み、また一番右の写真にありますように花火を使った追い払い、こういった取り組みが進められているところがございます。

15ページは環境保全あるいは資源増殖の取り組みでございます。写真を見ていただくとわかりやすいと思いますが、河川改修の一環として魚が上りやすいように魚道を整備するといったことが行われておりますし、ウグイ産卵場の造成、またアユ産卵のための人工河川、また種苗生産施設の整備といった取り組みがなされているところがございます。

最後に16ページでございます。環境改善への取り組みのほか、琵琶湖におきましてニゴロブナあるいはセタシジミといったものの種苗放流、あるいは漁獲対象となるものの体長制限、禁漁期間の設定といったことを内容とする資源回復計画の検討が現在行われているところがございます。

また、アユ冷水病につきましては指針をつくってワクチンの実用化の研究などが行われておりますし、コイヘルペスにつきましては移動制限、また一定の補償をもちまして病気に冒されたものにつきましては焼却・埋却処分といった対策がとられている状況でございます。

ます。

最後に、前回にもつけさせていただきましたが、参考として、漁船漁業の経営対策の概要を大きく3つに分けて紹介をさせていただいているところがございます。

以上でございます。

山下委員長 どうもありがとうございました。

沿岸漁業、それから最後の数ページで内水面漁業について説明をいただきましたけれども、この説明を受けまして意見交換をお願いしたいと思います。

大体の目安でございますけれども、この議題については3時ぐらいまで意見交換をするという目安で進めたいと思います。どなたからでも結構でございますので、御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

宮原委員。

宮原委員 9ページの今後の課題のところでは発言をさせていただきたいと思います。

で担い手の確保ということを書いておりますが、私どもJFグループといったしましては漁業・漁村の活性化のために担い手の確保をいかにして進めていくかということ考えているわけございまして、地方の行政機関と漁協が連携して担い手のあるべき姿をつくっていく、この担い手をいかにして地域に定着させていくかという地域戦略もつくらなければいかんと考えているところがございます。一体どういう者を担い手とするのか、この位置づけも必要であろうと思っております、担い手をどんなふうにするかということガイドラインなどをつくっていただいたらどうかなと思っております。年齢とか、生産規模はどの程度の者が望ましいのか、また、だれでもいいということではなくて資源管理を目指すとか経営改善を目指すとか、そういったことを考える人を担い手としていくのが望ましいのではないかと考えているということを申し上げます。

山下委員長 ありがとうございます。

今は御要望ということで承りました。

ほかにいかがでしょうか。

玉田委員 ポイントして資源保護をいかにするかということと、限られた減少している資源をいかに付加価値をつけるか、そのためにいかに消費を活性化するか、そういう形に問題点が絞られると思います。その中で資源保護については、以前も遊漁との関係はどうなっているかという質問をしたのですけれども、今回出された資料の11ページに「海面における遊漁と漁業との調整の状況」のところ、まき網による規制がどうなっているかということ説明してあります。

実は、つい先日、近畿の和歌山県のイサキが資源回復計画の対象になりまして、稚魚の放流と漁業者による体長制限、20cm以下については放流するといったことがありました。近畿地方のイサキの状況について詳しいことはわからないのですけれども、私もよく釣りをしていますので、釣りをしていたという立場から申し上げたいと思います。過去見ていた新聞の情報では、イサキは、昭和の時代には、若狭湾の方、それから和歌山の太平洋の方では3桁釣れるというのが一般的だったんです。実際に和歌山でのイサキの漁獲はどうなっていますかと聞きますと、90%以上は一本釣りによって釣られている。これが今の状態です。

何が問題かといいますと、イサキという魚を釣ろうというときには、漁師の腕というよ

りも、魚の特性からすると、イサキのいそうな場所に船をとめて、そこでコマセをして魚を浮かせると素人でも簡単に釣れる。要するに乗合船を出して、上からコマセをして、頭数さえそろえば簡単にとれるということで、みるみるうちに減ってしまったということなんです。そうしますと、減ってしまったから資源回復計画に乗かって対策を立てるということが多いんですけども、そういう魚の種類からして、今のうちに逆に積極的にやるべき形での取り組みはできないものだろうかということで、一点、まず発言をさせていただきます。

山下委員長 ありがとうございます。

今の御意見は、例えばイサキの資源が急減していることについて、遊漁に対する取り組みを何か施策としてできないかというような御意見でしょうか。

玉田委員 魚の種類によっては、普通の遊漁対象の魚として根こそぎとってしまうことができる魚がいるということなんです。特に遊漁の場合、コマセを使ったり、サビキを使ったりして割と小さい魚から根こそぎとる傾向が結構強いんです。そこで、減ってしまったからどうかということいろいろされるよりも、むしろあるうちに何とかしようということなんです。私は一回もイサキを釣りに行ったことがないんですけども、そういう魚がそのうちなくなるなど思っていたら実際にいなくなってしまったというのが今ですので、そのあたりで積極的に何かできないものかということなんです。

山下委員長 ありがとうございます。

今のお話は御提案といえますか、御質問のようでもあったんですが、何かお答えはありますか。

武田管理課長 和歌山県のイサキですけども、この5月1日に地先資源の資源回復計画として公表して動き出したところでございます。今御指摘にあったような遊漁による資源への影響がどのくらいあるのかということころは、今の計画の中にはそういったところは明確に入っていないわけですけども、今後、海区の漁業調整委員会等の場においてそういった議論も行われ、必要に応じて対応を考えていくことが重要ではないかと思っておりますので、我々としても今回の提案を踏まえまして、県の方にも確認をしながら進めていきたいと考えております。

山下委員長 ありがとうございます。

それでは、中尾委員。

中尾委員 新規参入のことですが、私のところも担い手育成で募集をしてお世話をしていますが、担い手というと若者というふうにとらえてしまうと、1人か2人です。実は私は島なので、地方公務員を退職した方は、退職金で船を買って漁協に登録をし、年金より上がるときもあるということで、新規参入でございます。それから、島を出て行っているいろいろな業種につかれた方が、過疎の島、島の中のまた島へ帰って家をつくっているようなこともあります。団塊の世代がいよいよ大量に退職をされますので、こういう方たちの参入といえますか、公務員でしたら退職金が多いのでちょっと小さな船は買えると思うのですが、いろいろな退職の形態がございますので、そういう参入の仕方に何か支援はないのかなと。支援があれば、もっと島に戻る、あるいは新しく来る方が増えると思います。

というのは、実質13人、常時住んでいるのは8人という島がありますが、新しく家を建てております。本土の方からその島へ来て、15年ぐらい漁業をしたい、趣味と実益を兼ね

てということで、国民年金よりちょっと上ぐらいでしたら、むしろ漁獲の方が上がるということもあります。また、そういうお世話をする方、公務員の先輩がいまして、そういう雰囲気もあります。4ページを見ましたら60～64歳と65歳を超しますと40何%という新規参入になりますので、15年も漁業ができれば、これも援助する価値はあるのではないかと思います。

一昨日、91歳の漁師がイカひきの漁に出て、ちょっと行方不明になっています。今日もみんなで捜索に出ているんですけども、別に91歳といってもあきれられるほどではない。毎日毎日そのような作業をしていて、改めてびっくりするような状態ではないんですが、長くしていると昨日も一昨日もしたように今日もしたということで、漁船だけが見つかったということが今起きているのですが、島というのはそういうことで、大きな漁獲にはつながらないかもしれませんが、団塊の世代の退職と漁業、新規参入というのは政策として何か形をとっていいのではないかと思います。

山下委員長 先ほど宮原委員から担い手のモデルを示してくれというような意見が出たと思うのですが、今のお話はまさにそのモデルとして退職者というのはどうかという御提案だったと思います。

宮原委員はいかがでしょうか。

宮原委員 たしか18年度予算で新規参入者に対する支援の政策を打っていただいているはずで、Iターン、Uターンの人に対して半年の支援の制度を18年度からつくっていただいているわけですが、これは非常に有効な制度ではないかと思っております。せっかくこういう制度をつくっていただいたわけですので、漁業者は半年ではとても一人前にはならないで大体10年ぐらいかかるというふうに言われておりますが、18年度予算が入り口の予算とするならば、さらに継続して進められるような制度も拡充・強化をしていただきたいと思っております。

せっかく委員長が担い手の話を振っていただきましたので、さらに担い手のことも述べさせていただきたいと思っております。先ほど地域の行政と連携してガイドラインといったものをつくって担い手というものを位置づけてほしいと言ったわけですが、担い手というのは単に個人だけではなくてグループもあるのではないかと考えております。また、最近、私も全漁連では国の予算をいただいて中核的漁業者協業体の育成事業もやらせていただいているところがございますので、こういった人たちをさらに国や全体で応援していただくようなことを考えていただきたいと思っております。

山下委員長 若者代表の方と目が合ったのですが、平野委員はいかがでしょうか。

平野委員 担い手ということで、自分も担い手なので一言意見を言いたいと思っております。

宮原委員も言われたように、意欲のある青年漁業者に対して、中核的協業体とか、ああいうことを手厚く集中してやることによって、魅力ある漁業の経営者像を行政の手でつくり上げるといいですか、そういうことをすることによって水産行政をアピールすることもできるし、地方で努力している漁業者も、そういう経営者像を見て、さらに努力してああいうふうになるのかなと。そうすると行政も支援してくれるのだなということで頑張りがいも出てくるのではないかと思います。リタイアした60歳以上の人の線も大事だと思うのですが、もっと長いスパンで見て、やはり若い人が漁業をやろうというふうな方向性をつくってほしいと思っております。

もう一つ、プレジャーボートの問題で少し意見を述べたいと思います。7ページに放置艇の問題が書いてありますが、今はプレジャーボートだけではなくて、FRP船、遊漁船の使わなくなった船の不法投棄が最近非常に目立っていますので、そこら辺の施策を早急に講ずるべきではないかと思っています。

山下委員長 不法投棄というのは、プレジャーボートの不法投棄ということですか。それとも漁船についても放置なり不法投棄の問題があるということですか。

平野委員 漁船は幾らかあるんですけども、プレジャーボート、遊漁船の不法投棄が最近非常に目立っているんです。つい2～3カ月前も九十九島の国立公園の内海に金物類を詰め込んで沈めた遊漁船が見つかって保安庁などが騒いでいましたが、最近は浅瀬とか、そこら辺によく目立つので、ちょっと対策を講じる必要があるのではないかと考えております。

山下委員長 野村委員。

野村委員 担い手のことに大きく関連すると思うのですが、既に出されている数字を再度聞くようなことでしたら大変申しわけありません。沿岸漁業だけに限ってもいいのですけれども、漁業経営体を漁獲量あるいは所得額別というふうに分類したこれまでの分析は何かあるのでしょうか。もう一つは、新規就業者数の推移が4ページに出ていまして、新規学卒者が全体はこんな数字でこういう推移であるということが出ています。それから離職転入者も出ておりますが、これを水産庁はどのように評価しているのか。漁業全体、何でもそうですけれども、活性化の一つの大きな課題は、どれだけ新規参入者があるのか、それもかなり元気な新規参入者が参入可能なのかどうかということにあると思うのですが、そういう視点でこの数値をどのように評価しているのか、もし可能でしたら、お聞かせいただきたいと思います。

山下委員長 ありがとうございます。

今、質問のように出たんですが。

坂井企画課長 まず新規就業者の関係でございますが、先ほど宮原委員から紹介もありましたように、今年度から新規就業の対策を抜本的に強化いたしまして、予算的には2億円の新たな予算を講じまして、着業と雇用と両方ですが、長期研修ということで6カ月間、漁業の現場で実際に研修をしていただく、こういった予算を始めたところでございます。このような予算を始めた理由としては、御指摘のように漁業の場合、新規就業者の数が漁業者全体の数と比較をした場合に非常に小さい。公平な比較ではないかもしれませんが、農業なり林業の場合の数字、すなわち農業の場合の農業者と農業への新規就業者数の比率を比べますと、比率がたしか倍以上違います。そういう数字を見ても漁業への新規就業が少ない。その理由としては、農業と比べて身近でないといえますか、なじみが薄いことと、特に着業の場合は漁船の購入ということで初期投資が相当かかるため、試しにやってみるというわけにはなかなかいかない。そういったことで新たな予算を講じております。4ページの右の方を見ていただくとわかりますように、高齢者の方が多いということで、こういった年代の方があと何年かするとリタイアされていく。そういったときに生産構造が大きく脆弱化するおそれがあるので、そういった危機感のもとに新たな政策的な措置を講じたところでございます。

それから、最初の所得別・収入別の漁業者につきましては、ダイレクトにお答えする資

料ではございませんが、委員の問題意識に近い形での資料を次の議題であります「国際競争力のある経営体の育成について」の資料の方で掲げてございますので、その際に説明させていただいて、また御議論をいただければと思います。

野村委員 所得別売上の話はわかりました。

それで新規就業者数のことですが、就業者数が少ない、参入が少ない理由はなじみがない、初期投資が大きいということですね。農業でよく言われているのは、例えば農地制度の問題とか、ある種の参入権と言うと変ですが、既定のいろいろな制度があって参入しにくいということがよく問題になっているわけですが、漁業の場合はそういうことはあまり考えられないですか。漁業権ということはあまり障害にはならないのでしょうか。

坂井企画課長 漁業の場合は農地取得の規制といったような問題はございませんので、企業の参入はもちろん、漁船漁業の場合、制度的には容易です。そういった面はありますが、他方、御指摘のように漁業権との関係で一般に言われていますのは、特に沿岸漁業において、ややもすれば外からの新規参入に対して消極的なところもこれまで見受けられたところがあると思います。そういったところは、漁業の就業構造が変わっていく中で、地域として、これからどのようにして活力を維持していくかということで外からの参入も含めて考えていくことが必要だと思えますし、そういった観点、そういった切り口から呼び水として新たな予算措置を講じたところでございます。先ほど中尾委員が外からの参入を歓迎されているというお話がありましたが、地方公共団体によっては定住条件の整備といった形で新規就業者を定着させるための支援をされているところもございますので、そういった取り組みがこれからますます重要になってくるのではないかと考えております。

山下委員長 ありがとうございます。

今、中尾委員と長谷川委員の手が挙がったんですが、長谷川委員からお願いできますか。

長谷川委員 私も野村さんと同じような意見ですけれども、農業の方の基本計画を話しておりますときに、多様な働き方ができることが重要ではないかということで、集落営農とか株式会社による農業経営という話も出ました。そういう意味で言いますと、これからの若い方は、時間的拘束とか、そういう部分も含めて多様な働き方ができることが必要ではないかと思えます。その基盤整備が何らかの形でできればいいなと思えます。

もう一つは、生涯設計が見通せないのではないかという気がするんです。先ほど身近でないというお話がありましたけれども、テレビなどを見ていますとマグロの一本釣りで何千万とかいうお話は聞きますけれども、そういう話ばかりではないということもあるでしょうし、野村さんがおっしゃいましたように、魚種別とか世代別の年収みたいなものがどうなっているのか、本当にわからないですね。若い方は生涯設計ができないと思いつて飛び込むというわけにはいかないと思いますので、そこが見通せるようなモデルをつくっていただけたらいいのではないかと思いますし、それは漁業者の方と一緒に考えていくべきだというふうに考えております。

以上です。

山下委員長 ありがとうございます。

では、中尾委員、お願いします。

中尾委員 先ほどはリタイア組のお話をしましたけれども、実は若手の担い手を養成しておりますが、数的になかなか上がらない。漁業がいい時期に非常に漁獲が上がって、息

子たちを大学へ出してしまっていて帰ってこないという現象があります。それで都会へ発信をして新規の就業者を募集しておりますが、なかなか数が上がらない。農業の場合、ここ数年で35人ほど2年間の育成をいたしまして、就農者が29名おります。どういうことをしているかといいますと、農業、漁業というのは朝・昼・晩、手を取り足を取り教えなければ身につかないものです。それから、5時になったら仕事をやめるとか、都会から来た方は驚くようなことをなさいます。雨が近いから刈り取りをしようとか、そういう工夫がない。段取りも悪い。農業の場合は認定農業者がそれを我が息子のように教えているというシステムがきちんとしているので、少し就農率が上がったのかなと思っております。また、自治体も独自に、就農したときには50万円あげるとか、農地のお世話をするとか、細かくやっておりますが、漁業に関してはそこまでメニューもできていないんです。やはり一歩おくられているかと思えます。

私は、今はむしろ若手よりも60歳以上で漁業に就業する人への対策も必要と考えています。自衛隊あたりですと55歳が定年でございますので、これから25年、75歳ぐらいまでは現役でございますから、自分の体調と見比べながら作業をするということで、決して元気がない世代ではないと私は見えています。そういう対策。それから、農業のように世話をする認定漁業者といいますか、そういう制度もまた必要ではないかと思えます。汐の加減とか、水温の加減でどちらの方へ行ったらいいとか、こういうことは一人一人が個人情報で持っていますので、何年も父親の後についていけないと身につかないような世界でございますから、そういう個人情報ももらえるような指導体制が必要かと思えます。きめ細かな支援の制度をつくる必要があるかと存じます。

それから、直接関係はないのですが、私も今日お伺いするので若手漁業者と話し合ってきましたら、こういう相談を受けました。人工漁礁をいろいろつくっていただいておりますが、網がかかって埋まってしまっている。それで人工漁礁の再生をしていただきたいということ。もう一つは、それを含めたよい漁場に関して管理・活用を地元任せしてもらえないだろうか。これは若手の漁業者の意見でございました。そういうものを自分たちに任せれば、もうちょっと自分たちで工夫もするということです。この話を聞きながら、漁協に出す、そして市場へ行ってしまっていて、売るところまで自分には行かない。とる方でいいですと規制が多くて文句ばかり言っている。そういう管理までさせてしまえばもっと自活するのではないかという気がいたしましたので、これも申し添えたいと思えます。

山下委員長 現場からの意見もいただきました。

ほかにはいかがでしょうか。

吉岡委員、お願いします。

吉岡委員 ただいまのいろいろな御意見をお聞かせいただいて大変勉強になるわけですが、沿岸漁業ばかりでなく漁業全体として新規に漁業を続けていこうという方々がどんな考え方をしているのかということにつきましては、各府県の水産高校あたりの教育問題も大きく作用しているのではないかと私は思っております。といいますのは、我々の時代は隣府県の方々が一緒になって入学して、一緒にやったものです。今はそれができないのか、私はよく知りませんが、私は兵庫県の日本海ですが、従来は兵庫県全体として一本でしたけれども、徳島の方へ全部行ってしまおうんです。近いから。だから、どうしても定数減ということで、いろいろな問題が出ているのが事実でございます。教育問題にも

問題がある。端的に申しまして、1年間安定した漁があるかどうか、そこが一番大きな問題だろうと思っております。

我々の地域におきましては沿岸もあれば沖合もございませぬ。我々の地域におきましては、正直申し上げて、最初から沿岸漁業を行うという方は少ないんです。まず最初に漁船漁業、沖合漁業に出て、いろいろな環境の中で、50歳の方もいらっしゃるけれども、大概55歳が定年だという頭がありますから、55歳を過ぎてから沿岸漁業に従事していくというのが我々の地域のパターンでございませぬ。そうなるからでは、なかなか思い切った投資もできないという問題もあると思っております。ですから、我々の地域、隣府県もそうでございますが、漁のある船はそれだけ収入が得られるわけですから、漁船不足なんて全く考えておりませぬ。結局は漁のないところにいかにして乗り込んでフォローしていくかというところに問題があるのではないだろうか。私はそれが一番大きなんだと思っております。

ですから、いかにして底上げをするかというところに問題があると思っておりますが、これだけ資源が減ってきますと、従来はこういうところで公開になるわけですが、今、沖合ではすべて秘密主義、グループ、グループで、来ている情報が全くつかめないというのが今の状況でございませぬ。どの地域でもそうだと思いますが、そのことによって生産が伸びてこないというところもあるのではないかと。漁をする船は漁をする船ばかりでグループをつくって移動しますから、漁はいいですよ。悪いところは相手になってくれないから、生産も上がらない。上がらないと、我々の方は歩合給ですから、どうしてもそれだけの収入が得られない。得られないから乗り込まないというような現状が実はあるわけでございます。

そういったことを今後いかにしてクリアしていくかということ、それが原点ではないか。自分も船を持って経営しながら、つくづくとそう考えております。したがって、養成しようと思えば、自らが裸になった格好の中で教育して、学校に乗り込み、家庭にも乗り込み、やらなければならないと思っております。私どもはそういうつもりでやっております。この月は100万円あった、翌月は10万円だったというふうな収入の凸凹がある。漁業者の新規の方を採用する場合にそこらが非常に難しいなという思いがしますけれども、難しいばかりで放っておくわけにはいきませぬから、やはり対処していかなければなりませんけれども、根っこにはそうした問題があるのではないかと。

先ほど教育の問題を言いましたけれども、現実に我々の地域の中学の先生は、海は危ないものだというイメージの教育の仕方をやっております。正直申し上げて、私は学校に怒鳴り込んだことがあるんですよ。例えば、遠足とか2泊3日あたりのあれは、夏場は海水浴がほとんどでございませぬけれども、海は危険だからということで、兵庫県の場合、今は3日の浜で遊ぶ海水浴を1日にして、あと2日は山にしているところが随分と増えております。ですから、そうした教育面からも国の政策として展開をしてもらわなければ、我々漁業経営者としては困るなという思いがしております。

乱暴なことを申し上げましたけれども、真実の問題でございませぬ。

山下委員長 ありがとうございます。

担い手以前の問題として、漁業者の収入安定とか生涯設計ということに戻っていくのではないかと御意見だったと思っております。

宮原委員、どうぞ。

宮原委員 先ほど生涯設計が漁業者にあるのかというふうな御質問があったわけござ

いますが、生涯設計を支えていく制度的なものとしては、端的に言って17ページに書いてあります漁業災害補償制度しか経営を支える手段がないという状況にあるわけでございます。略して漁業共済、漁済と呼んでいる制度でございますが、この漁済の制度を利用して所得の減少なり災害補てんをしているわけでございます。担い手の育成・確保を図っていくためにも、経営を守るセーフティネットとして漁済制度の活用を重点的に施策の中に組み込んでやっていただかないと、なかなか日本の漁業を守っていくことができないのではないかと思います。今朝ほどの自民党の部会の中で、2030年には人口が80億人になる、しかし水産物の供給体制は現在頭打ちの状況であるという御報告がありました。食料供給を果たしていくためにも漁業者が不可欠であるわけでございます。漁業者を守っていく漁済制度をうまく活用して、セーフティネットを構築していただきたいということを重ねてお願い申し上げたいと思います。

山下委員長 漁済についてのお願いでした。

そろそろ3時になるので、野村委員、手短にお願いします。

野村委員 要望です。最初の課題には書いてあるのですが、今後の課題に資源管理の問題が欠落しているのですが、これから担い手漁業者あるいは活力ある漁業者をつくっていかばいくほど当然競争の中に入っていくわけで、全体として公共的なものとして漁業資源をどう管理していくかということはこれまで以上に重要な課題になっていくと思うのです。そういうことで、この点については今後の課題の中で考えていくべきだというふうに私は思うことが一点です。

それから、5番目の都市と漁村の交流促進については、もちろん遊漁の位置づけが重要であることはわかるのですが、できればこれだけに絞らず、広く海洋あるいは漁港等を含めたレクリエーションや魚を使ったさまざまな楽しみといたしますが、食も含めたレクリエーション、そして農林漁の三者一体となったレクリエーションという総合的なものにまで手を広げた発想の転換を都市と漁村の交流促進では展開していただきたいというふうに要望いたします。

山下委員長 ありがとうございます。

交流については、吉岡委員の先ほどの御意見も、別の形で言うと、あまり海を怖いと言わずに、もっと交流を促進すべきだというような御意見かと承りました。

吉岡委員 我々の方は行っております。スーパーの方々、農協、漁協ということで、年1回の大会をやって、いろいろとコミュニケーションを交しながら行っております。

山下委員長 既に先例もあるということです。ありがとうございます。

国際競争力のある経営体の育成について

山下委員長 それでは、ただいまのお話についてはここでおしまいにして、次に国際競争力のある経営体の育成について、資料4でございます。

なお、温度が上がってきていて暑いかと思いますが、どうぞ上着などはぬいで、事務局の方々もリラックスしていただきたいと思います。

それでは、お願いいたします。

坂井企画課長 それでは、資料4でございます。

2ページをお開きいただきまして、水産基本計画の見直しの視点です。これは以前お配りした資料ですが、見直しの視点を5つ掲げてございます。その2番目、「将来展望の確立と施策の集中・規制緩和による国際競争力のある経営営体の育成」、こういった視点で御議論をいただきたいと考えているところでございます。まさにこの視点に関する資料でございます。3ページ以降、生産構造の見通し、あるいは実際の推移につきまして、これは第1回で説明させていただいた資料と同様の資料ですが、簡潔に振り返りをさせていただきたいと思っております。

まず3ページでございます。水産基本計画の策定とあわせて、沿岸漁業、沖合・遠洋漁業につきまして生産構造の展望なり見通しを示しております。まず沿岸漁業でございますが、平成12年から平成24年を見通すということで、経営体数、主業的漁家の数について展望と趨勢を示しております。ここで主業的漁家とは、(注)にございますように、専業及び第1種兼業漁家のうち、基幹的漁業従事者これは括弧内にありますように海上作業従事日数が最も多い方ですが、そういう基幹的漁業従事者が65歳未満の漁家、まさに漁業を主業的に行われている漁家の数ということでございます。これを趨勢ということで純粋にトレンドで見ますと、沿岸漁業経営体数が平成24年には6.5万程度、そういった中で主業的漁家が3万ということでございます。そこに政策的な努力を加味いたしまして、展望として、平成24年の趨勢6.5万を7万程度に引き上げる。特に主業的漁家の方が6.5万と7万の差である5000ということで展開いたしまして、主業的漁家の数が3.5万、すなわち沿岸漁業経営体数のうち大体半分が主業的漁家になる、こういったことを政策的な展望として平成14年に策定をしたところでございます。また、右の方ですが、沖合・遠洋漁業につきましては、生産構造、経営体数の見通しとして、就業者数の趨勢から試算した値、経営体数の趨勢から試算した値として、それぞれ7万が4.8万、5.3万～5.4万、こういうレンジの数になっていくというのが平成15年に作成をした見通しでございます。

こういった経営体数等の見通しが平成12年及び13年以降どのように変化しているかということが4ページ以降でございます。まず沿岸漁業の経営体数と主業的漁家の数ですが、沿岸漁業における経営体数は、近年は減少傾向にあります。比較的高齢な漁業者の減少率が従来より低下したことから、展望値のラインを上回る、すなわち予想ほどは減っていないというのがこれまで数年間の現状でございます。

他方、主業的漁家の数は趨勢値のラインを下回る状況にあります。これは比較的高齢の方が残られているということですので、65歳未満の方は想定したよりも減っている。したがって、主業的漁家の数が趨勢ラインより減っている状況になっているわけでございます。

次に5ページ、就業者の数でございます。就業者全体で見ますと展望したよりも減っていない状況でございます。他方、65歳未満の就業者の数を見ますと、ほぼ展望値、展望したようなラインにある。そういったことで減少している状況です。

次に、6ページ、沖合・遠洋漁業でございます。経営体数の推移は、最近の実績値、15年までの数字ですが、この範囲では減少のペースは趨勢値ラインを上回る、すなわち当時見通したよりは減少していないという状況でございます。経営体数はそういった状況ですが、他方、就業者の数は趨勢ラインを下回る、すなわち予想よりも大きく減少しております。こういったことを総合すると、それぞれの経営体の中で相当程度のリストラ、就業者を減らすといったことが起きていることが推定されるところでございます。

次に、7ページですが、「一経営体当たりの生産額」ということで、先ほど御紹介しましたように、沿岸漁業におきましては横ばいから微減、他方、沖合・遠洋漁業におきましては一経営体当たりの生産額が減少しているという状況でございます。

次に、経営体そのものに関する状況として、先ほど御質問のあった点にある程度お答えしている資料だと思っておりますが、8ページでございます。今までは経営体の全体的な数の変化を見てきたわけですが、この経営体を漁獲金額別に分析いたしますと、一定の漁獲金額以上の経営体が生産の相当部分を担っている状況でございます。まず左の棒グラフは漁獲金額500万円以上の漁業経営体で、経営体数の割合では30%ですが、この30%の経営体が漁獲金額の85%を生産している状況です。また、これを1000万という数字で見ますと、14%の経営体が71%の漁獲金額を生産している、こういった状況でございます。

9ページは、高齢化が進んでいる状況、先ほど沿岸漁業のところでお紹介した資料です。65歳以上の方が37.9%です。

このような高齢者の方は若い方と比べて生産状況がどのような状況にあるかという点を、10ページ、11ページで分析しております。これは漁業共済加入者のデータを分析したものです。一経営体当たりの漁獲金額を見ますと、40～49歳レベルが一番高く、それ以降はだんだん減少する。特に65歳以上になったときに、60～64歳と比べると相当程度落ち込んでいるということで、高齢化に伴って漁獲金額が減少しているという状況でございます。

また、このような漁獲金額を生み出す操業日数、どのような漁業活動をされているかというセンサスのデータでございますが、11ページをご覧いただきたいと思っております。下の専業経営のところを見ていただくとはっきりと傾向が見てとれますが、49歳以下、50～64歳、65歳以上ということで統計をとってみますと、海上作業に120日以上従事されている方の割合は49歳以下で96%です。50～64歳までは95%ということでほとんど変わらないのですが、65歳以上になると72%ということで、この比率が相当程度落ちるという状況でございます。逆に120日未満の割合が増えているということでございます。

上の方は専業・兼業の合計でございますが、こちらの方は120日以上の数字が92%でございます。兼業の方も入りますから、もともと120日以上の比率が専業の方よりも少ないのですが、この92%という数字が50～64歳になると87%ということで5ポイント、また65歳以上になると14ポイント落ちるという状況になっているわけでございます。

以上が沿岸でございます。

次に、沖合・遠洋漁業について同様の分析を行ったものが12ページです。こちらは漁獲金額が大きいので、5000万円と1億円という金額でラインを引いて調べたものでございます。5000万円以上の漁獲金額の経営体数が全体の30%ですが、87%の漁獲金額を占めております。また、1億円以上の経営体が1041経営体、15%を占めるわけですが、これが76%の漁獲金額を占めている、こういった状況でございます。

このような構造にあるわけですが、他方、13ページで船の年齢の方を見ていただきますと、代船の取得がなかなか難しい状況の中で、山が右の方、すなわち船齢が高い方にシフトしている状況が見てとれるわけでございます。

以上が沖合・遠洋漁業の経営金額で見た構造でございます。

最後に、14ページ、国際競争力を持つ経営体の経営改善・安定への取り組みとしてどの

ようなことが考えられるかという点を例示的に整理させていただいております。先ほど資源管理の話がありました。ここに書かせていただいておりますが、資源管理・漁場管理といった生産の基礎的条件の整備、あるいは収益の向上ということでコストダウンを図る、また高付加価値化、こういった視点を主体的に取り組んでいただくことが重要だと考えております。四角の中に事例も含めて整理をさせていただいております。こういった取り組みが考えられるということで整理をしたものでございます。

以上でございます。

山下委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を受けまして、また活発な意見交換をしていただければと思います。どなたからでも結構ですので、挙手をお願いいたします。

では、長谷川委員。

長谷川委員 すごく単純なことですが、11ページの120日で切っているのはどういう意味があるのでしょうか。

山下委員長 120日で区切っている意味ですね。お願いします。

坂井企画課長 センサスのデータが120日という数字でとってあるのですが、なぜ120日という数字でとったのか、今ははっきりわかりませんので、何か理由があるかどうか、調べてみたいと思います。

山下委員長 宮原委員、お願いします。

宮原委員 多分、水協法上、漁業従事日数90日から120日というのが組合員の資格要件になっておりますので、その上の120日をとっているのではないかと想定します。

山下委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

時間の目安を申し上げますと、30分以内ぐらいで議論をしていただければと思います。あと宿題の説明をしていただく時間がございますので、そのくらいをめどにお願いしたいと思います。

玉田委員 14ページの経営改善・安定への取り組みのところですが、共通して出てきますのは、収入ということでいかに付加価値づけをするかということと、いかにマーケットをつくるかということが繰り返し出てきています。当たり前のことですがけれども、魚の価格は品質によって大きく変化するのが特徴です。その中で、同じ魚、同じ鮮度であっても締め方が品質に大きく影響しまして、生け締めにしたものと単純な野締めにしたものでは価格・価値が大きく違っている。

この中で魚価の改善ですが、品質を損なわずに流通させて消費地などの支持を得ることは、当たり前のことですがけれども、非常に重要である。資源が減っている中で付加価値を高めるためにはいろいろな努力が要るわけですがけれども、逆に価値を落とさないといいますが、損なわないことについては締め方によって改善できる。例えば、こういった魚が実際に消費地の市場に入ってくるとどのような評価になっているかということですが、ハマチとかアジといった魚の場合、入荷量にもよるのですがけれども、消費地市場では、生け締めにしてあるものと野締めにしたものでは、大体野締めに対して生け締めは2倍ぐらいしている。これが現状です。

問題は、天然の魚であるということで入荷そのものが非常に不安定である。ここがポイントだと思うのですけれども、安定して入荷した場合、小売業の店頭でマーケットをつくりたいですか、消費者のところにそういうものの価値を定着させるということで、いろいろな創意工夫がされますので、そういうものが安定して供給されるとさらに評価が上がるのではないかと考えています。

ここで一つ要望ですが、生け締めの魚の規格の標準化はできないものだろうかということです。仮にそういったことができ、天然の魚でそういう処理が行われたものが供給されると、消費地市場では安定して入荷してくるということで、今とはさらに違った評価が高まることを期待できるのではないかと考えています。ちなみに、関西地区で養殖の魚を活魚として生け締めする、それが定着して実際にマーケットが本格的に動いたのは、休市、要するに市場の休みの日も朝にちゃんとそういったものを締めて安定して供給するということが起こるようになってから定着したということもありますので、そのあたりの規格・基準化が何らかできないものかということをお願いしたいと考えています。

山下委員長 ありがとうございます。

宮原委員。

宮原委員 質問です。沿岸漁業・内水面漁業では、最後で「今後の課題」という整理の仕方をされているのですけれども、この国際競争力の方では今後の課題がありません。こちらの方も沿岸漁業と今後の課題はほとんどイコールであるということで、課題を整理されていなかったのでしょうか。

山下委員長 切り口が違うのではないですか。

坂井企画課長 この資料全体が国際競争力のある経営体の育成自体が課題ということでございます。特に取り組みとしては5番、14ページで整理をさせていただいていますが、現在の構造、特に一定の漁獲金額を経営体の位置づけなり、年齢による活動状況 これは沿岸ですけれども、そういった状況をまさに課題の一部としてお示しをさせていただいているという認識でございます。

山下委員長 よろしいでしょうか。

先ほどの玉田委員の御意見は、流通も含めた、もっと大きな課題、しかも非常に具体的な御提案として意見をいただいたというふうに受けとめております。

では、ほかにいかがでしょうか。

野村委員。

野村委員 この取り組みは小委員会の直接の課題でもないような気がするのですが、漁業経営の活性化あるいは競争力の強化という意味で非常に重要だと考えておりますのは、原産地表示を本当に厳格にやるべきではないかというふうに思っております。私は例としてカツオブシぐらいの話しか聞いたことがありませんけれども、消費者の立場に立った原産地表示をしっかりやっていけば日本の漁業の生き残る道は幾らでもあると思っておりますので、そのあたりをきちんと取り組んでいただきたいと思います。

山下委員長 では、小野委員。

小野委員 12ページにある金額別のデータは非常に重要だと思うのですけれども、沿岸漁業の場合はトン数階層別にかなり違うと思うので、トン数階層別にこういうデータをつくっていただけたらと思います。

それから、沖合・遠洋ですと漁業種類によってかなりばらつきがあると思うのですが、そういう金額とトン数階層あるいは漁業種類との組み合わせの中から、今後重点を置いて育成していくのはどういうところにあるのかということが浮かび上がってくるのではないかと思います。

山下委員長 12ページの所得のことですね。

小野委員 12ページに沖合・遠洋漁業が書いてありまして、沿岸は8ページになりますね。これはもっぱら金額と経営体の組み合わせですが、トン数階層でかなり金額のずれが大きいと思うのです。例えば、沿岸も非常に小さい1トン未満のものもあれば5～10トンというものもありまして、そこら辺でかなり状況が違うのではないかと思います。

山下委員長 提案ということですか。

私も実は事前にこれについて提案していたといいますか、疑問があったのは、地方によっても違うのではないかと考えたんです。例えば北海道がこの中にすごくたくさん占めてきたりするのではないかと。漁業種類と同じだと思いますが。

野村委員 私もこれを見ていて、隔靴搔痒といいますか、何ともわからない。これから担い手をどうするかという話をするわけですから、それを考えられるような具体的な経営体の姿、現状をもう少し描き出していただければと思います。

山下委員長 お答えはありますか。

坂井企画課長 御指摘のように、先ほどの沿岸漁業の資料でも生産金額を示した場合に、定置網は一経営体当たりの生産額が相当程度大きいので、こういったものをできる限り区分してみることは非常に重要だと思います。データがどこまで編集できるかという点はございますが、今、貴重な御指摘をいただいた点に沿って、できる限り分析してみたいと思います。

山下委員長 お願いいたします。

馬場委員、お願いします。

馬場委員 最初に議論になった資料3の方では「今後の課題」で担い手の問題が直接言及されていますけれども、資料4の方では先ほども意見がありましたように担い手としては直接議論が出されていない。ただ、今問題になっていきます漁獲金額階層別の経営体数で見ると漁獲金額でどのぐらいの割合を持っているかというあたりは、資料で言えば8ページ、9ページあたりが担い手の像をある程度想定させようとしているようにも読めるんです。例えば8ページの図でいくと、沿岸漁業の高い方、1000万円以上が14%で、これが71%だから、今後の施策の中で必要とされる食料自給を考えれば、それをカバーするにはこの層に施策を集中すればいいのかということのようにも読めなくはないんですけども、私はそれだけではないと思っています。1000万円以上の層というのは、中を見てみないとわかりませんが、5トン未満であれば、例えばシラスとか、決して主食的なものではない。嗜好的なものがかなり入っているはずなんです。高価なもので金額の高い経営体が形成されている場合もあります。一方、沿岸漁業でも小さなまき網も恐らくこれに入っているはずですね。とすれば、この図は数字だけを見れば非常にミスリーディングがちだと思うので、そういう点で数字の解析をするにしても注意していただいた方がいい。また、残りの金額の低い層は、生産面では小さいのかもしれませんが、日本の食生

活は、海外と違って魚の種類が非常に多いことが日本の食文化の基本だと思うのですけれども、その部分を担っている可能性があるんです。その部分は、最初に宮原委員がおっしゃったように、沿岸であっても、グループ化とか協業化で、一軒一軒は小さい規模でありながら、そういうバラエティあるものの生産に寄与していくとか、さらに地域の保全という意味でどうしても残していかなければいけない経営体があると思うのです。

そういう意味で、施策もどれか一部の層に集中させるのではなくて、階層が違えば施策の内容も違うというふうにメリハリをつける問題だろうと思います。同じような施策を階層の違いで分けるのではなくて、内容の違う施策ですね。それは当然違う予算になってくるかもしれませんが。金額で言えば違う予算になってくるのでしょうけれども、この層にはこの施策が有効だという施策の内容の違いが検討されないと、うまくいかないのではないかと。回りくどい言い方をしていますけれども、要するに、どちらにも必要ですよといいますが、集中・集中と言うけれども、特定の層だけに集中させるようなことではないだろう。施策のメリハリの問題だろうと思います。

山下委員長 8ページと12ページの図は、私も拝見したときに、衝撃的といいますか、こんなに集中しているのかというふうに思いました。これは議論のきっかけとしていいデータだと思うのですけれども、このようなものをもとに今度はどこにターゲットを置くのかということは、必ずしも1000万円以上とかの漁獲金額だけで見るとはいいまいかなという御意見だと思います。

ほかにいかがでしょうか。

吉岡委員。

吉岡委員 先ほど野村委員から原産地表示をやるべきではないかというお話がございました。今、全国それぞれの港において行っていると思うのですが、我々北陸・山陰のズワイにおきましては、すべて港と船名をきちんとタグとして、カニ1匹ずつにすべてつけておりますので、それによって付加価値は上がったものだと私は確信をしております。

それから、どこに出ましても資源回復計画とか、協定とか、資源が減っておりますという話ばかりですね。お叱りを受けるかもしれませんが、少なくとも我々漁業者としては、とることばかりを考えてずっと来たわけでございます。ただ、人だって御飯を食べなければ死んでしまう。魚だって餌料を与えてやらないと、やはり資源は減少するのではないかという思いがしております。深海になればなるほど餌はないと思うのです。我々の方でも試験をしておりますが、ごくわずかな餌しかないわけです。ですから、私は乱暴なやり方を行っているわけですが、香住の場合は加工業者が多いわけでございますので、随分と残滓が出ます。私どもは、全部が全部ではありませんが、その残滓を冷凍して、我々の稚魚場にそうしたものを持ち出して、試験的に餌として放流をしております。それによってかどうか知りませんが、長谷さんがここにいらっしゃいますが、少なくともズワイにつきましては、やり出してから従来より多少増えつつあることは事実でございます。それがよかったのかどうか知りませんが、たまたま当たったから私はこういう言い方をしているわけでございますが、正式なことを言いますと、やはり残滓ではないか。よく環境に大きく影響を及ぼすのではないかという言われ方をしますけれども、私はこれだけ資源が減ってくれば減ってくるほど、そうしたものを再利用することが非常に重要ではないかという思いがするわけでございますので、少しでも資源が減らないような、投資できるような

施策を、法律改正も含めて水産庁として真剣に考えていただきたい。これはお叱りを受けることかもしれませんが、私は現にそういうものを試験的に行って、山陰のズワイについては、ここ数年間ずっと増えつつあることも事実でございますので、一度考えていただきたいと、このように思っているわけでございます。

山下委員長 新しい取り組みについての紹介をいただきました。

中尾委員、お願いします。

中尾委員 特に離島は漁村再生交付金の恩恵を昨年から受けておりますが、これによりまして漁業者が複合経営ということで、四季折々に漁具をいろいろとそろえ始めました。それで細かくやっていける。期待をしているところですが、先ほど原産地表示のお話が出ましたけれども、水揚げしたところに名前を取られてしまう。農作物だと、どの畑のだれがつくったということを表示しておりますけれども、とる漁業者は地元だけでなく、あちこちからやってまいりまして、その市場へ揚げてしまうことがあるので、五島の「ゴ」の字をどこかにつけていて、ゴンアジというのがよそから出ていたりするのでありますが、原産地表示の規制と申しますか、本当にいる場所を表示するようなことであればもっといいのではないかと。漁業者は商売が下手です。確かに漁協も下手で、養殖業者の堪能な方は五島の外海で養殖した魚ということでルートはできているようですけども、そういう原産地表示ということはとても効果があると思いました。

自分のことばかり言いますが、漁村再生資金の恩恵を受けていますので、これからは、もっと四季折々、複合経営に力を入れて、原産地表示に力を入れれば少し元気が出るのかなと、お話を聞いて思いました。

以上です。

山下委員長 ありがとうございます。確かに表示は両刃の剣と申しますか、値が上がってくると必ず真似をする人が出てくるとか、そういったこともあるように聞いています。ほかにいかがでしょうか。

馬場委員。

馬場委員 たびたびすみません。担い手の件でもう少し追加させていただきます。

資料の15ページ、【参考】の「漁業経営の改善」の一番下に「経営指導」という項がありまして、その中に「中小漁業経営支援事業等」とあります。これは会議の前に少し伺いましたのですけれども、いずれにしても予算が限られている中で、中核的な生産者、漁業者にメリハリの出っ張った部分を集中していかなければいけないとすれば、年齢とか生産規模等は一つの要件として入ってくるだろうと思うのですけれども、もう一つ当然のこととして資源管理とか回復への取り組み、もう一つ経営改善への取り組みを当然求めるべきだろうと思うのです。そのときに、自主的に経営改善をとってもなかなか難しい。この中で青色申告ということがありますけれども、恐らくそれだけでは済まないですね。もっと突っ込んだ経営改善のアドバイスなりが必要ですし、それが効果的であったかどうかは別にして、すべての県ではありませんが、各県に経営指導協会があって、県によっては非常に有効に機能していた部分がありました。しかし、予算がなくなったというわけではないのでしようけれども、たしか数年前から全体的に縮減されて、かつては全国の経営指導協会の方を年一度東京に集めて協議会をやっていましたけれども、それが今はなくなっているんです。その一方で経営指導の必要性は言われているわけです。私もこの事業がある

ことは知りませんでしたので、何かうまく使えるような形で発展させてほしいと思っています。

私もある県の指導協会のお手伝いで仕事をしていて、その担当者の方が、2年前、県からの補助金がカットされて、とても……。要するに、サンプル調査をするのですが、サンプル調査をする予算がつけられなくなって、サンプル数を3分の1ぐらいに落としたんです。ある県ですが、それまでは非常にたくさんのサンプルを集められていて、もう10年以上にわたって経営指導をしていましたし、経営指導だけではなく行政の情報がいろいろまくっていったんです。こういう事業がありますよ、これに乗ったらどうですかという指導がうまく回っていたと思うのですが、恐らく今、そこはその機能がとまっていると思います。もちろん府県の方がそれにかわってやられていることを期待したいのですが、どうなのかという不安もありますので、経営指導という部分をぜひ……。これは水産庁独自でということは難しいかもしれませんが、予算化されていますけれども、もう少し見える形で……。その中で経営体の経営改善の取り組みを促進するような取り組みがされれば、経営者の方も少し展望が出てくるのではないかと。将来展望がないという中で、経営指導の中で展望を見せることができるのではないかと思います。

山下委員長 経営指導による経営の改善、そういった新しい視点かもしれませんが、こういったことも一つの提案かと思っています。ありがとうございます。

そろそろ資料4についての議論をおしまいにする予定なのですが、今日はまだ御発言いただいていない委員の方々もおられますね。いかがでしょうか。

福島委員、お願いします。

福島委員 14ページの「経営の改善・安定への取組」のところですが、先ほど吉岡委員も漁船漁業で漁獲する面でのいろいろな工夫の取組のお話をしていらっしゃいました。私も漁業の立場から申し上げますと、確かにできるだけのことを一生懸命やらせていただいているところですが、最終的に消費者の口に入る段階で安心して安全である食べ物をという流れに持っていくとするならば、どんな魚であろうが、必ずどこかの魚市場、岸壁に水揚げされるのだらうと思います。ただ、その受け入れるところの窓口が衛生に気を使ってやっているのだらうか。私は八戸ですけども、御存じの方もいらっしゃると思いますが、あそこには蕪島というウミネコの島がありまして、こいつが餌を求めて飛んでくるわけです。あるいは高いところから糞をしたり何かしている。これは私の地元の話ですけども、そういったものに対する対応策は全然なされていないのが現実なんです。そういう意味で、先ほど沿岸の中にもありましたけれども、鳥でなくても、いろいろな害を与えるものがいるので、衛生というものをとらえていった場合、今後、そういったものはもっと重要に取り扱っていただくようなことを考えていただきたいと思います。

以上です。

山下委員長 ありがとうございます。衛生面での御意見でした。

長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員 「国際競争力のある経営体の育成について」という資料ですけども、例えば農業でも「国際競争力のある」とか「攻めの農政」とか言いまして輸出対策やギャップの取組といった話が盛り込まれていたんですけども、この資料全体を見ましても経営改善の話しかないなという気がするんです。高付加価値化というお話はあるのですけ

れども、もう少し国際化に対応するお話がどこかに出てきてもいいのかなという気がしました。もし何かありましたら……。

山下委員長 確かに貿易、輸出促進というのは、最近のスローガンといいますか、はやりですけども、ここで出ていないのはどうしてかというお尋ねです。

竹谷漁政部長 こちらは小委員会の方で主に経営の話について御議論いただいているもので、国際競争力のある経営体の育成ということも、どういう経営体を育成していくのかというところにポイントを置いての資料づくりにさせていただいたものですから、輸出のことが入っておりません。もう一つの加工流通消費小委員会の方では輸出の話も議論していただいたりして、そちらの方には資料を出したりしているものですから、私どもの意識では切り分けていたのですが、確かに相互に関連いたしますので、また次回、参考に配らせていただければと思います。ただ、議論としては、それぞれどういうふうに売っていくかという視点でとらえていまして、流通面と輸出対策ということで加工流通消費小委の方で資料を出させていただき、そちらで議論していただいたという経過はございます。

それから、ちょっと戻りますけれども、何人かの委員の方から御指摘いただいた原産地表示です。表示の問題も実は加工流通消費小委の方で御議論をいただき、そちらの方で資料を出させていただいています。これも非常に重要な御指摘だと重々思っておりますが、実はそちらの方に資料を出しておりましたので、こちらの方には十分出ていないという面がございます。

それから、玉田委員から御指摘があった魚をとった後の生け締め、野締めの話ですが、JAS規格などにどういう生産方法をしているかということ載せるやり方はあるのですが、生産方法に関するJAS規格もつくろうと思えばつくれなくはないということですので、そういった工夫の余地もあります。小委員会の分け方としてはどちらかと言うと加工流通消費の方だと認識して整理しております。ただ、もちろんどの事項も漁業者の経営体の問題に非常にかかわってきて、きちんと売れなければ経営が成り立たないという意味では御指摘のとおりだというふうにとめております。

山下委員長 それでは、今日出されて加工流通の方で話し合われていたことについてはまた適宜資料を出していただくということにしたいと思います。

第2回漁業経営・資源管理小委員会及び第3回 漁業経営・資源管理小委員会における質問関連事項

山下委員長 この後は、前回及び前々回の委員会で御質問をいただきましたいわゆる宿題の件ですが、これについて事務局から説明していただく方に移ってよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

では、お願いします。

長尾栽培養殖課長 栽培養殖課長です。資料5をご覧くださいと思います。

何点か御質問いただいた点でございますが、一つが「養殖業の位置づけについて」ということで、1ページに概要を示しております。

我が国海面養殖業の生産量は122万トン、4400億円ですが、この意味といたしまして、左側に我が国海面漁業・養殖業生産量の推移を示しておりますように、海面漁業全体の生

産量が減少する中で養殖業は一定の水準を維持しております。そういった意味で割合が徐々に高まってきていることから、絶対的な量の大きさと相対的な意味合いにおきまして、養殖業は非常に重要な部分であると考えております。

それから、右側に主要養殖種別の割合を示しているわけですがけれども、養殖業の対象としている種類がブリ、マダイ、カキ、ホタテガイ、ノリ類、コンブ類等、日常、食生活になじみの深い魚種ばかりであるわけです。ですから、国民への食生活への貢献という意味では非常に大きく、数量で示される割合以上の役割があるのではないかと考えております。

また、主要生産県を種類別に示しておりますけれども、それぞれ特色がございます。ブリ類であれば西日本の方の九州や四国中心、マダイにつきましては愛媛、三重、熊本といった地域、カキについては広島、宮城、ホタテガイは北海道、青森、ノリにつきましては西日本の内湾や浅い海のあるところ、そしてコンブは北海道や岩手といったようにそれぞれ種類別に地域の特徴がございます。地域における重要な地域振興の役割を担っているというふうに考えております。

2ページをお開きいただきたいのですが、輸入状況についての御質問がございました。主な海面養殖対象種類、これは1ページとも重なりますけれども、その中でブリ類、ホタテ、コンブ、ノリ、これらにつきましてはI Q 枠の対象となっております。具体的な輸入量を左側に数字でお示ししております。これはいずれもトン数表示ですが、ノリだけは単位が違っていて、60というのは6000万枚、2003年は2億900万枚ということでございます。一方、1ページを見ていただきますと、国内生産量が1000トン単位で表示しております。ブリ類が15万トン、ホタテガイ20万トン、ノリ40万トンといった数字でございますので、I Q の対象ということで輸入の数量について一定の制限がかかっていることから、I Q 対象種につきましては輸入が抑制されているということが言えるかと思っております。

ただ、ノリにつきましては、この数字をご覧いただいてもわかりやすく、徐々に増加をしてきております。右側に「のりの割当枠と輸入量の推移」という表にしておりますけれども、主要輸出国であります韓国、中国との交渉の結果、徐々に枠を増やしてきているところがございます。韓国につきましては10年後には12億枚まで拡大ということが韓国との間で合意をされているということでございます。したがって、ノリにつきましては輸入枠の拡大ということを踏まえますと、まさにノリ養殖業の構造調整、構造改革は待たないということが言えるかと思っております。

続きまして、3ページ、養殖業の規模拡大のあり方はどう考えるべきかということでございます。今日御議論いただいた点とも重なる点が多いかと思っておりますけれども、養殖業の場合には、魚や藻類を使う意味で、生き物を扱うところでは、魚の顔を見ながらといたしますか、非常にきめ細かい管理が求められているということがあろうかと思っております。一方、販売や経営という観点から見ますと、ある程度の規模が必要とされるということが言えるかと思っております。

そのための方策といたしましては、個々の経営体による大規模化ということもございまして、養殖業者それぞれがグループを組んで取り組むことも行われております。幾つか事例を紹介しております。ここに平野委員もいらっしゃるわけですがけれども、例えばブリのグループを形成することで一定の品質を確保する。また、ある程度のボリュームを出すことによってブランド化が図れる。さらに、出荷時期が偏ると年間通して経営が一定でない

といいますか、ある月は収入がなくて次の月は100万ということは困るというお話がありましたけれども、周年の原料供給ということで、いろいろな養殖業者の方がグループとなって、ブリやヒラメ、さらには漁業者の方と組むことで共同での加工場の整備とか出荷体制を構築する等の取り組みがございまして、非常に注目されている取り組みではないかと考えております。

これは魚類養殖ですが、ノリ養殖の場合につきましては、一定の条件として加工をどうするかということがございます。ノリは加工の段階で非常に機械化が進んでおりまして、全自動乾燥機で干しノリをつくるわけですけれども、これが1台で数千万円するので、これをいかにフルに活用するかということでいろいろな形の取り組みが考えられると思っております。幾つかのタイプを示しておりますけれども、全面協業タイプというのは海上の作業から陸上作業まで一体となって取り組んで、加工の部分についてはお互いに協力してやろうという形です。あるいは、海上作業は漁業者個人それぞれのやり方、思い入れもございまして、そこは個々の方が行われて、ある意味では機械に任せるような加工部分については委託加工のようなやり方で行うタイプ、さらには共同加工事業のような形で完全に加工作業を分業するタイプなど、いろいろなやり方があり得ると思っております。それぞれ地域の実態に応じたやり方を行いながら、全体としてのノリ養殖業のコスト削減を進めることによりまして、先ほどお示ししましたような今後の輸入枠の増大に対抗して、まさに輸入品とコストや品質で対抗できるような経営体の育成が重要な課題ではないかと考えております。

以上でございます。

坂井企画課長 引き続き、あと3点です。それぞれ独立した宿題でございましたが、4ページは漁船リース事業の実績でございます。これは平成14年度からの事業で17年度までの実績、どのような漁船種類で活用されているかという点を掲げてございます。全体で21隻でございます。

5ページは先ほど沿岸漁業の際に説明をさせていただきましたので、割愛いたします。

最後に6ページですが、漁業と環境対策の関係でございます。先日の企画部会の漁港漁場整備のところでも若干触れさせていただきましたが、写真にもありますように、藻場・干潟の保全や造成、また磯焼け対策としてマニュアルづくりに取り組んでいる。こういったことを講じております。また環境対策、リサイクルの観点から、今までは廃棄されていた貝殻を使って漁礁をつくる取り組み、再資源化の取り組みが行われております。

一番下の絵は漁業者によって取り組まれている生態系保全活動ということで、海岸清掃等の活動が行われております。先ほどお話がありました離島交付金の活動のメニューとしてもこのような海岸清掃といったものが取り組まれている事例が各地で出てきているところでございます。

それから、若干補足でございます。先ほど漁政部長から話をさせていただきましたように、原産地表示の問題、あるいは輸入の関係、輸出の関係は、加工流通消費小委員会の方で取り上げております。資料につきましては、加工流通消費小委員会の資料につきましても当小委員会の委員の皆様にもその都度郵送しておりますが、農林水産省、水産庁のホームページにも掲げておりますので、ぜひ御参照いただければと思います。

以上です。

山下委員長 ありがとうございます。

今の説明について何かございますか。よろしゅうございますか。

その他

山下委員長 それでは、最後に今後の会議のスケジュールですが、その前に私もいつも反省してばかりなのですが、資料3のところでも内水面の話も説明があって、今日の議題でもあったのですが、内水面の話は御意見なり御議論が全然なかったので、今日は時間がございませぬけれども、もし何かございましたら、後日でも事務局の方にお知らせいただければと思います。

今後の会議のスケジュールでございますが、次回の漁業経営・資源管理小委員会は6月15日に予定しております。有識者ヒアリングでございます。また、加工流通消費小委員会は、その翌日、6月16日に同じく有識者ヒアリングという形式で開催される予定になっております。また、その後の漁業経営・資源管理小委員会の具体的な日程につきましては、委員の方々への御都合を伺った上で後日また文書にてお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉 会